

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 三 第 卷 八 十 二 第

行發日一月三年四和昭

論 叢

電 氣 稅 論

法學博士

神戶 正雄

總合社會學概念

文學博士

米田庄太郎

財產生命保險

經濟學博士

小島昌太郎

說 苑

最近的諸國幣制改革の傾向

經濟學士

島 本 融

美濃國騷擾史

經濟學士

黑 正 巖

大阪爲替會社の業務

經濟學士

菅野和太郎

雜 錄

ワーゲマン教授の『景氣變動論』

經濟學士

谷口 吉彦

通貨主義とリカードの貨幣論

經濟學士

有 井 活

地方費に對する國庫補助

經濟學士

安田 元七

東京市財政十年計畫

經濟學博士

汐見 三郎

財産生命保険 (三・完)

小島 昌太郎

財産生命保険とは如何なるものであるか、それは如何なる目的のために存在し、且つ、普通の會計方法として行はるゝ所の修繕積立金及び減價銷却と比較して、如何なる點に長短があるか、並びに經濟準備としてこの保険は如何なる意味をもつか、といふことについては、既に説明したる所である。よつて、こゝには、この保険を従前より存在する所の各種の保険と比較して、その差異を明かにすると共に、この保険が、保険の一種として如何なる所に本質上の特色をもつか、といふことを明かにしやうと思ふ。

この保険と他の保険との差異を述ぶるに先だち、こゝに説明すべきことは、この保険には、保険料以外に、保険契約者は保證釀金(Gewährleistungsbeträge)の支拂義務を負担することである。¹⁾ 即ち、例へば、家屋生命保険に於ては、保險會社は、各個の保險契約につき、その保險金額の千分の五を、契約成立と同時に、保全準備金(Sicherheitsrücklage)として積立てる。この準備金は、

1) Allgemeine Versicherungsbedingungen für Hauslebensversicherung, von Hausleben Versicherungs-Aktiengesellschaft, Berlin, § 13.-4.

會社が一般積立準備金の運用に於て、事業計畫書に豫め記載したる利率の利益を擧げ得なかつたとき、若しくは、豫定以上の損害が発生したるときに、これを役立たしめるのである。¹⁾

右の保全準備金に手を付けたる場合には、會社は、保險契約者より、保證釀金の拂込を徴集し、再び、これを保險金額の千分の五に維持する。²⁾ 保險契約者より徴集する保證釀金は、保險金額と次年度保險料との比率に従つて、單一なる率に於て保險料に込めて定められる。併し、一保險年度に於ては、その保險金額の千分の五を超過することなきものである。若し、次年度に於て徴集すべき保險料がない場合には、保證釀金は現金を以て徴集するか、或は、保險金額の方をこれに適應する額にまで減額する。³⁾ 保全準備金は、保險期間満期に於て、その保險契約に充當せられたる部分の全額を、保險契約者に返還するものである。⁴⁾

右は、家屋生命保險に於ける保全準備金並びに保證釀金に關する事柄を一例として擧げたのであるが、かくの如き方法を設けたるは、一つは獨逸に於て現在の金融界の事情が、有價證券市場の安定を呈するに至つて居らず、積立金運用利率について確定的なる見込を立て得ざることと、も一つは、この保險が、今、新らたに出來た所のもので、保險事件の發生につき十分に信頼し得るの數理的根據を未だ有しないからである。

保險料以外に於て、保險契約者に釀金の義務を負擔せしめたのは、英吉利に於ける初期の營利

1) a. a. O., § 14-1.

2) a. a. O., § 14-2.

3) a. a. O., § 3.

4) a. a. O., § 5.

火災保險事業に於て行はれたる所である。財産生命保險の現状は、この點に於て、恰も、今、その状態にある。併し、かくの如きは、原始的状態に於ては免れざる所であるが、一方に於て、當該事業に競争が起り、他方に於て、事業經營の經驗により保險事件の發生に關する數理的根據を見出し得るときは、やがて廢止さるべきものなるは、火災保險の歴史が證明する所である。

財産生命保險のもう一つの特色は、これは財産保險でありながら、保險契約者に利益の配當をなす點である。利益配當といふことは、生命保險に於ては、これを行ふものも少くはないが、今日の財産保險には、他に殆どその例を見ないものである。

家屋生命保險に例を求めて、これを説明すると、會社は、保險契約者に對する利益配當の基本とし、且つその平均を保つために、利益積立金を作る。この積立金に組入れらるゝものは、第一には、餘剩利益である。即ち、會社の積立金の運用による利益が、事業計畫の豫定利益率よりも大なるときは、技術上の損害準備金 (die technische Schadenreserve) に組入る、餘剩利子の九割を、この利益積立金に組入れる。第二には、損害の填補に充當すべき保險料の部分が、損害の發生がなかつた爲めに全然使用せられざる場合には、その五割を、この利益積立金に組入れる。第三は、前述の保全準備金が不用であつた場合には、その半額を利益積立金に組入れる。第四は、

それらの外に、會社は、少くとも毎年純利益の一割を、この契約者のためへの利益積立金に組入れる。

利益積立金よりする契約者への配當は、各五保險年度の經過後に行ふのであるが、殘餘金の計算及び配當の分配は、會社の事業計畫書に於て、その方法を規定し、監督官廳の許可と、當事者の合意とを以てするものでなければこれを變更しない。また、この利益分配の計算は、會社の事業報告書に掲載する。利益配當金は、二ヶ年内に請求しなければ、その支拂を謝絶する。¹⁾

これが、家屋生命保險に於ける利益配當のやり方である。かくの如き、利益配當を行ふのは、この保險が、他の財産保險と異り、長期の契約として行はるゝものであるから、會社と契約者との利害を調和し、永く親善關係を保つの必要あると共に、また、この保險は前述の如く、保險料以外に契約者に保證釀金といふものゝ支拂負擔の責任を負はしむるものであるから、これに對應するために、餘剰利益は契約者にこれを分つこととしたのである。

この利益配當と、前述の保證釀金とは、今日行はるゝ財産生命保險に於ける特色であるが、併し、これらは、たゞその實行上に於ける特色といふべきもので、この保險に固有なる特色ではない。かくの如きものがなくても、この保險は、他の保險と幾多の點に於て異なる所がある。よつ

1) a. a. O., § 14.

て、こゝに、更にそれらの諸點について述ぶであらう。¹⁾

財産生命保険は定額保険なる點に於て生命保険と同じく、財産損害填補保険と異る。即ち財産生命保険に於ては、その保険金額は、必ずその額だけ受取るものである。保険期間の満期以前に於て修繕費填補のために保険金の支拂を受くる場合には、その額だけは爾後の保険金額より減額せらるゝけれども、最後までに受取る所を合計すれば、最初に定めたる保険金額と同一となる。

この點、生命保険に於ても、癱疾のため、その保険金額の一定割合を前拂ひするものにあつては、その前拂額だけ、最後の保険金支拂ひより控除せらるゝけれども、結局に於て、保険金額の全額を受取ることとなるのと同じことである。

財産生命保険も生命保険も定額保険である點に於ては同一であるが、その定額とする所の保険金額は、生命保険の場合に於ては、全然、契約者の任意に定むる所であるに反し、財産生命保険にあつては、被保険財産について専門家の鑑定によつて定むるの相違がある。

生命保険に於ては、右の如く、保険金額は、全く、契約者の任意に定め得る所であつて、何等客觀的標準のないものであるから、これをまた二重三重に締結し得るものであるが、財産生命保険に於ては、被保険財産の價值以上には重複保険を附けることが出来ない。

財産生命保険は右の如く定額保険であるに反し、財産損害填補保険に於ては、保険金は損害額

1) Vgl. Bernhard Blau, Die Sachlebensversicherung insbesondere in ihrer Stellung zur Schadensversicherung, Rückversicherung und Selbstversicherung, — Sonderabzug aus Veröffentlichungen des D. V. f. V. W. Heft XXXVIII.

を限度とするものであつて、保険金額はたゞその填補額の最大限度を表示するに過ぎないものである。即ちこれは定額保険に對し評價保険ともいはるべきものである。

財産生命保険は長期の契約として行はるゝ點も、生命保険と類似して損害填補保険と異なる。併し、生命保険特に生存保険及び養老保険に於ける保険期間は、全々契約者の任意に定むる所であるけれども、財産生命保険に於ては、これも當該被保険財産について、専門家の鑑定を俟つて定むる點が異つて居る。

かくの如く、財産生命保険は、その外形に於て、財産損害填補保険よりもむしろ多く生命保険に類似するものであるが、併し、もとより、その本質に於ては生命保険と異なるもので、財産保険に屬するものなるは言ふまでもない。即ち生命保険は人間の生命を保険事件とするに對し、財産生命保険は財産の金錢的價值を減滅せしむる事柄を保険事件とする。また、生命保険は必ずしも被保険者の生命の金錢的價值の維持若しくは回復を目的とするものではないが、財産生命保険は、被保険財産の金錢的價值の維持若しくは回復を目的とするものなる點も、その根本的の相違である。

右は、財産生命保険と他の保険との差異の大要であるが、更に、この保険の本質が如何なるも

のであるかを見極めるためには、これを従前より行はるゝ財産保険と比較しなければならぬ。従前より行はれて居る財産保険に於ては、火災保険も海上保険も、その他いづれも、何等か偶然なる事件によつて財産上に受けたる損害を填補する所のものである。従つて、従前は、財産保険は總てみな損害保険であつて、これを、人保険に屬するものゝうちに類似を求むるならば、災害保険(傷害保険 Unfallversicherung)の性質をもつものである。故に、その點より見て、これらの保険は、財産災害保険(Vermögensunfallversicherung)といふことが出来る。

然るに、この財產生命保険は、その全般の作用からこれを見るときは、これを損害保険とは言へない性質をもつて居る。この保険に於ては、前に述べたやうに、火災とか、雷火とか、氾濫とか、爆發とかの謂はゆる「突發的な強力な原因」による所の損害(Schaden durch plötzliche gewaltsame Ursache)の填補を目的としないでもないけれども、それは寧ろ附隨の事柄となつて居るのである。その固有の保険事件とする所は、主として先に述べたやうな可修損傷(Baulichen Schaden)と、使用可能性の減少または喪失(Minderung oder Verlust der Gebrauchsfähigkeit)である。

これらのうち、突發的な強力な原因による所の財産價值の滅失や、謂はゆる可修損傷による財産價值の減少の或場合は、言ふまでもなく、經濟上の意味に於て損害である。併し乍ら、この保険に於て保険事件として居る所の使用可能性の減少または喪失といふものは、物質的意義に於て

は損害若しくは損失であるにしても、經濟上の意義に於ては決して損害ではない。何となれば、この使用可能性の減少といふことは、そのものゝ效用享受の結果として生ずるものであるからである。殊にこの保險の場合に於ては、専門家が鑑定して、例へば、五十年の使用に耐ゆるものと認め、その五十年間を完全に使用して後に使用に耐えざるに至つたもので、そのものゝ效用を完全に享受して居るのであるから、經濟上に於て明らかに何等の損害もない。

私の見る所によると、經濟上の意義に於て、損害若しくは損失といふのは、吾々が經濟財と認むるものより、その效用を未だ完全に享受しないうちに、その金銭的價值が他の原因によつて減少し若しくは滅失することである。效用享受といふ原因によつて經濟財の金銭的價值が減少し若しくは滅失することは、經濟財そのものゝ存在使命を果したものであり、かゝる價值減少の經過は消費といはるゝものであつて、經濟行爲の本來の終局の目的とする所である。經濟上の意義に於て損害若しくは損失といふのは、この消費に對立する概念であつて、效用の享受によりて價值の減少滅失するは消費であり、然らずして價值の減少滅失するは損害若しくは損失である。

單に物質的意義に於て言ふならば、物の形が毀れ、量が減じ、質が變るなどは、或はそれだけで損害とも損失ともいひ得るに相違ないであらう。併し經濟上の意義に於ては、それが、更に、效用の享受と關聯して居るかどうかを必ず見なければならぬ。效用の享受によりてこれが生じた

のであるならば、それは縦ひ物質的意義に於ては、損失であるにしても、經濟上の意義に於ては損失ではなくて消費である。若しこの區別を無視するならば、吾々が飯を食ひ、衣を着、家屋に住むことはいづれも、みな、損害であるといはなければならず、結局、生活といふものは損害の外に意義なきものとなるであらう。これは物質的意義のみを見て經濟的意義を辨別しないからである。

右に述ぶるが如く、この保險に於て、その満期の場合に生ずる所の使用可能性の減少若しくは喪失といふものは、損失ではない。それは、使用の結果、即ち效用享受の結果生じたる價值の減少若しくは滅失である。財産生命保險は、この場合にその減少したる若しくは滅失したる金錢的價值を回復するために保險金の支拂をなす。そして、それが、むしろ、この保險の本來の使命とする所である。故に、この職能の上よりこの保險を観察するならば、この保險は、財産保險であるけれども、從前の財産保險と異り、必ずしも損害填補といふ作用をもつことのない財産保險である。

然るに、この保險の計畫者やこの保險事業の關係者達は、總てみな、この保險を損害保險であると看做し、保險證券に於ても、保險金の支拂は總て損害の填補たるが如くに理解せられる文字

を使用して居る。例へば、前述の使用可能性の減少または喪失を、單にさういはずに、「使用可能性の減少または喪失による物的損害」(die durch Minderung oder Verlust der Gebrauchsfähigkeit entstehenden Sachschaden)といひ、また保険金の支拂ひを「損害の支拂」(Schadenszahlung)といふが如きである。そして、かくの如きは、單に、保険證券上の文言がさうなつて居るばかりではなく、この保険に關して今日までに論述せられたる著書論文に於ても亦、この保険を損害保険であると論じ、殊にこれを損害保険であると説明せんがために頗る繁雜なる議論をなすものがある。併し、これらの論著はいづれも事業關係者の手に成るものであつて、要するに、この見解は事業の便宜より出でたものである。そして、その理由は獨逸保險法の規定に由來する。

獨逸保險契約法 (Gesetz über den Versicherungsvertrag) は、その第一條に於て Schadensversicherung (損害保険) と、人保險 (Personenversicherung) とを規定して、保險はこの二つの種類のものが、この法律の下に認められたるものなるを明かにして居る。この點、日本商法が、人保險のうちでは、その一種である生命保險のみと、そしてこれに對立するものとして損害保險とを認めて居るに比ぶるならば、稍々廣い範圍の保險を認めて居るけれども、財産保險のうちでは、損害保險だけを認めて、損害保險以外の財産保險を認めて居ないのは、兩國法に於ける共通の缺點である。

併し乍ら、人保険に對立するものは財産保険でなければならず、損害保険に對立するものは非損害保険でなければならぬ。それが理論的な分類であつて、財産保険と損害保険とを同一視するは、こゝに述べたる財産生命保険なるものが出來上るまでは、事實上に於ては差支なかつたものであるが、理論上に於てはやはり不都合であり、まして、この保険が出來て後は、事實上に於ても理論上に於ても、支持し得る見解ではない。

併し保険契約法が縦ひ間違ひにもせよかゝる見解をとる以上は、人保険にあらざるものは損害保険でなければ、この法律の下に於ては保険契約としての効果を有することが出來ない。それでは實行上頗る不利不便である。こゝに於て經濟上の本來の性質に於ては損害保険といふ譯にゆかぬのであるけれども、財産生命保険を計畫しこれを營利事業となさんとするものは、有意識無意識に強いてこれを損害保険であるといふ必要に迫られる。そして物的財産はいづれも物質的意義に於ては、前に述べたるが如く、損害若しくは損失を蒙るものであるから、損害保険といふは物質的意義の損害の場合に、保険金の支拂ひをなすものであるといふ通俗の見解が成り立つ。これが、この財産生命保険を損害保険であると見做さんとする傾向を助くることも見逃し得ない。

この物質的意義の損害と經濟的意義の損害とは、前に述べたるが如く、事象の本質を異にするものである。そして、保険に於て填補する所の損害といふものは、物質的意義の損害ではなく、

經濟的意義の損害である。殊に主として金銭的損害である。損害保險といふ意味は、金銭上の損害を填補する保險といふ意味である。尤も、損害保險に於て、保險事件とせられて居るものは、火災とか、沈没とか、倒壊とか、衝突とかいふやうな物的損害を惹起す事件か、或は物的損害それ自體である。かくの如きものを保險事件として居るから、損害保險に於て填補する所は、近視的にこれを見れば、この保險事件そのものを構成する所の物的損害であるやうに見える。

殊に、例へば我國の火災保險證券には、「戦争、暴動、一揆、其他の事變の爲めに生じたる火災、及其延焼其他の損害」とか、「地震又は噴火の爲めに生じたる火災及び其延焼其他の損害」とか、または「汽罐、汽機其他機關の破裂又は火薬の爆發の爲めに生じたる火災其他の損害」といふやうに、損害保險證券に謂ふ所の損害は、物的意味に於ける損害を意味するが如き文言を採用して、保險業者自らも、物的意味に於ける損害と經濟上の意味に於ける損害とを混同して居る。

併し、損害保險に於ては、物的損害を惹起す事件若しくは物的損害それ自體を以て、保險事件として居るけれども、それは、かゝる物的損害を填補するの意味を表はして居るものではない。さういふ物的損害が經濟上の損害の原因であるから、この原因たるものを以て保險事件とするに過ぎないのである。損害保險に於て填補する所は、經濟上の損害、即ち金銭的損害の外にはない。經濟的意義より外の意義の損害は、經濟上の仕組である所の保險なるもの、直接には如何ともすることが出来ない所である。それは、美術品の損害の場合を見れば最も明かである。美術

品の損害の場合に、保険者は保険金の支拂ひをなすから、その金銭的損害はこれを填補することが出来るけれども、美術品そのものはこれを填補し若しくは回復することは出来ず、また、さういふことを保険者はするのでもない。故に、法律に於て認めて居る所の損害保険といふものも、物質的意義の損害といふことを保険事件とするけれども、その填補する所は經濟上の損害に外ならぬことは、頗る明かなる所である。

右に述ぶるが如くであるから、財産生命保険なるものに於ても、その保険事件とするものは、悉く物質的意義に於ては損害たるものであるけれども、それを以て直ちにこの保険を損害保険と認むるは頗る早計である。損害保険といふことが、經濟上の意義に於ける損害を填補する保険である以上、この保険には前述の如く、損害の填補といふことがその目的となつて居ない場合もあるから、これは、損害保険といひ得ない性質をもつ所の財産保険であると言はなければならぬ。

併し乍ら、この物質的意義の損害と經濟上の意義の損害との區別は、經濟學的な訓練を経て居ない頭腦には容易に理解し得ない所である。世俗に於てはむしろ多くこれを混同して居る。財産生命保険の事業關係者達が、この保険を損害保険と見做すのは、有意識か無意識か、物質的意義の損害と經濟上の意義の損害との世俗的見解に於ける混同を利用したものである。その本質を明かにすれば、この保険は、前に詳説したがやうに、損害填補といふことを以て説明し得ない所の部分をもつて居る。故に、私は、この保険の出現以來、財産保険のなかに、損害保険でないも

のが出来て来たので、保険の發展史上に於ける一つの大きな時期を劃したものである。

§

§

右に述ぶるが如く、財産生命保険は、その本質に於て、損害保険であると思ふべき部分を含むて居る。かくの如き財産保険は、これを私法關係に於て行つても、獨逸法に於けると同じく我商法の下に於ては、保険契約として取扱はるゝことが出来ないものである。従つて、我國に於てこの保険を實行することが、民衆の生活上必要とするの時期が來つても、保険の名の下に於ては、これを實行することが出来ない。若し強いて、謂はゆる法律の活きたる解釋といふ美名の下に、これを損害保険と認め、商法の規定の適用を許さんとするならば、それは詭辯を以て眞理を覆ひ、理論を曲げて法の神聖を害することとなる。財産生命保険なるものゝ出現は、保険契約法の改正を促す所の一つの有力なる原因である。

この點より論ずれば、我が保険に關する法規は、基本的分類よりこれを改正して、人保険に對立するに財産保険を以てし、現行規定の生命保険は前者の一部とし、また損害保険は後者の一部とするものとなさなければならぬ。そしてこれと共に、今日、損害保険として取扱はれて居る傷害保険の如きは、これを獨逸法に於けると同じく、人保険として取扱ふことが至當である。然るときは、財産生命保険の如きは、これを強いて損害保険といふの非論理を取てなすの要なく、財産保険として正當なる取扱ひの下に置くことを得るのである。〔完〕